

議案第 53 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年桐生市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、6月以下」を「、1年以下」に、「10分の1以下」を「5分の1以下」に改める。

第4条第1項中「、6月以下」を「、1年以下」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 53 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例 案

減給及び停職の効果を国と同様とするため、所要の改正を行おうとするものです。